



朝田教育財団だより45

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation



財団設立45周年を迎えました！ 残暑お見舞い申し上げます

理事長 水田 雅博

平素より、当財団の活動にご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

本年、当財団は、設立45周年を迎えました。ご支援を頂いています皆様方のお蔭をもちまして、活動の幅を広げることが出来ています。重ねて御礼申し上げます。

そして、7月4日に恒例の「朝田善之助記念第44回同和教育研修会」を開催させて頂きましたが、今年は、朝田委員長の誕生日に生誕125年を記念するとともに、1981年に設立した当財団の45周年の「記念の集い」と合わせて、ホテルグランヴィア京都で行いました。

第44回同和教育研修会

「記念の集い」の詳細は、別項で掲載されていますが、同和教育研修会は、講師に立教大学教授であり、当財団の評議員でもあります山本崇記先生により「部落差別解消と隣保館の役割～地域共生社会と未来～」と題してご講演を頂きました。

「隣保館」は、当財団の前理事長、松井珍男子顧問が京都市役所で活躍されるスタートとなった職場であります。私自身は、地域住民にとって生活改善や生活支援など人権や福祉を統合した施設として大きな役割を果たしてきたと認識していますが、京都市における変遷もあり、複雑な心境で学ばせて頂きました。

同和对策事業と「隣保館」の歴史的な経過、位置付けの変化、現在の国の動き、各地域における有効活用の事例を踏まえ、今日的な課題と社会の変化に応じた「隣保館」を如何に活

用していくかという大変貴重な方向性を示して頂きました。

当財団は、朝田善之助記念館を拠点に社会に有為な人材の育成を目指して、奨学事業を展開するとともに部落問題解決に寄与する研修、啓発及び研究事業を行っていますが、山本崇記先生が「隣保館」に求められます社会貢献に通じるものがあると感じました。

京都市の「隣保館」は、既に「いきいき市民活動センター」として姿を変えて、NPO法人やまちづくり団体等が多世代交流の拠点などの活動を展開していますが、当財団で「社会に有為な人材」として育った奨学生が、各地域の拠点等において活躍してくれば、それも重要な社会貢献につながるものと存じます。

なお、一つご紹介を致しますと山本崇記先生の講演を聞かれた前京都市長の門川大作様は、「真っ直ぐで純粋なお人柄が表れるご講演、山本先生の魅力に惹きつけられました。財団には、凄い人材がおられますね。」との感想を述べておられました。

設立45周年記念の集い

1981年に朝田善之助委員長は、部落の青少年などの教育水準の向上が持つ社会的な重要性に鑑み、「社会の発展と部落問題の解決に寄与する青少年などへの教育を振興すること」「部落問題の啓発とその解決に寄与すること」を主な目的として、朝田教育財団を設立され、45周年を迎えます。改めまして、約半世紀も前に既に今日の状況を予測され、財

団を設立されたことを考えますとその「先見の明」に驚きを禁じ得ないものがあります。

「設立45周年記念の集い」は、当日、100人を超える皆様にご臨席を賜りました。松井珍男子顧問の乾杯の後は、永年に亘り当財団の運営にご支援賜りました株式会社近畿建物様、近建ビル管理株式会社様、株式会社京屋様、東海物産株式会社様に対しまして、功労者表彰規程に基づき表彰状及び楯を贈呈させて頂きました。そして、前京都市長、京都市副市長、国会議員、部落解放・人権研究所、部落解放同盟、自由同和会、校長会をはじめ当財団の賛助会員などの皆様が部落問題解決に向けて語り合われた「宴」となりました。また、京都市立芸術大学の学生さんには、記念コンサートとしてサックス四重奏を披露させて頂きました。最後は、朝田華美副理事長の心温まるお話で締め括って頂きました。

政治的社会情勢

さて、本年の前半に京都では、2つの選挙が続きました。2月の衆議院総議員選挙と4月の京都府知事選挙です。知事選挙は、24年ぶりに3人以上が立候補する選挙でしたが、投票率は37.43%と低いものでした。結果は、現職の西脇隆俊知事が圧勝で3選を果たされました。一方、衆議院議員総選挙では、各党が掲げる政策の差が小さく、投票の判断材料が党首を選ぶ選挙となったようでした。その結果、自民党が単独過半数を超え、日本維新の会との連立で352議席という「絶対多数」を獲得しました。

具体的な政策では、「積極財政」で政治を前に進めると同時に「減税」による国民生活の向上という「車の両輪」の如くに「政策」が進められています。一方で、「国論を二分する」課題にも取り組むことも明言されていますが、「平和憲法」の有り様も含め、「人権」を尊重される「積極財政」も視野に入れて頂きたいものです。

何れにしても、「数の力」におごることなく私たちの生活が安全で安心なものになるよう期待するものです。

「女性ウオッシュ」について

「ウオッシュ (wash)」とは、欠点を覆い隠して良く見せるという意味があります。

昨年、日本初の女性首相が誕生しました。そして、今回の衆院選においては、過去2番目となる68人の女性議員が当選されました。立候補者に占める女性の割合は、過去最高だったようです。それでも世界水準からは程遠い状況です。

こうした中で、政権運営に対して「女性ウオッシュ」と言われることがあります。女性首相の登場や「ジェンダー平等」等を掲げることによって、あたかも男女間賃金格差の是正に取り組んでいるような状況を装いながら、実際には実態が伴わず、結果として現実の構造的な課題解決には何ら寄与しない状況となっていることを指します。

「部落問題ウオッシュ」の克服

今日、「部落問題ウオッシュ」という表現が当てはまるかも知れません。

「部落差別解消推進法」が制定され、政府による意識調査の実施や各地での「部落差別解消条例」の制定など、部落問題解決に向けた取り組みが行われ、人権教育・啓発の推進がアピールされています。表面上は、部落問題解決への取り組みが進んでいるように映りますが、現実には、部落問題解決の本質的な課題は、部落の人々の「市民的権利」が完全に保障されているとは言えず、なかでも「就職の機会均等の権利」が保障されていないという「社会構造的な課題」（これを「生産関係からの除外」といっています）の解決には全く寄与していない状況として捉えることができます。

朝田委員長のお言葉に「運動は、坦々とした道を歩んできたわけではない。」「みんなが簡単にいう伝統を学ぶということについても、伝統と（いう概念）は、社会科学でどう理解するということかを言えないということになれば、運動の発展は停滞する。発展を可能にするのは社会科学の基礎的な積みあげなしにはない。」「歴史的な、運動と理論の発展

段階を知って、正しく学ぶということが伝統を継承するということ」がありました。「学ぶ」だけではダメで「実践」しなければ意味がないのです。当財団では、「ウオッシュ」構造に惑わされず、克服するためにも、広報・啓発・研究活動という実践を進めて参ります。

そう言えば、タンパク質補給でも「摂るのは良いが、吸収しなければ意味がない」というCMがありました。まさに「理論と実践の統一」の大切さですね。

奨学生の巣立ちと挑戦

今春に奨学生が1人卒業し、「社会人」として新しいスタートを切りました。

「臨床検査技師」の道を選択し、より高度な国家資格に積極的に挑戦し、資格取得を実現しました。また、もう1人は、法曹の道に挑戦しています。司法試験の合格を目指して「積極的留年」を選択し勉学に励んでいます。何れも、高い自覚を持ち、奨学生を貫いてくれた表れです。「自覚の状態は、いくら隠しても、客観的に評価できる。自覚のあるものは無意識のうちに実践している。実践活動だけが人間の意識を発展させる。」との朝田委員長の話に通じるものがあります。こうした奨学生の努力は、財団の目的である「社会に有為な人材の育成」を具体的に実践してくれている大きな財産です。

奨学金返還免除者が誕生！

「奨学金一部返還免除制度」は、財団設立40周年、朝田委員長の生誕120年、全国水平社創立100周年を記念し、「新たな奨学事業」として2022年4月に導入致しました。これは、奨学生の学習意欲を高め、進路拡大につながる資格習得により、社会の発展に貢献する人材の育成を願いました。制度導入から4年が経過した本年6月5日の第35回理事会において、奨学金返還免除について審議を行い、一級建築士の資格取得者とGPA成績評価及び臨床検査技師の資格取得者の二人を対象者として決定しました。初の奨学金返還免除者が

誕生したのです。既にお二人は、それぞれの資格を活かし、社会に有為な人材としてご活躍されています。これからも後続く奨学生の活躍に期待する次第です。

伝統を受け継ぐ

「財団設立45周年記念の集い」では、西播磨部落問題研究会創設50周年を記念し、発刊されたばかりの「朝田善之助が提唱した未来を切り拓く“部落解放理論”」と、朝田善之助賞受賞記念として「部落解放運動の歴史と伝統を受け継いで」の2冊を出席者の皆様に配布して頂きました。朝田委員長が言われていたあらゆる機会を通じて「部落解放運動の歴史と伝統」を受け継ぐ広報や研究活動を実践するというお手本を見せて頂きました。

結びに

この度「功労賞」を贈呈させて頂きました株式会社近畿建物様が、昨秋に聖護院蓮華蔵町に完成された「2w a」が地域の賑わいの拠点として輝きを放っています。二条通に面し、「伝統と革新」、「アカデミアとビジネス」、「居住者と来訪者」そして「空間と時間」のように、異なる2つの要素が融合し「2つの和（輪）」として命名されました。

この空間は、「この街の縁側のように、行き交う人々の庭のように、新しい価値と個性が折り重なり、心地よく愛される場所に。」との想いで創られました。

「2つの和（輪）」 気取ることなく日常の企業活動の中で、人に想いを寄せて、人々の結びつきを創造するという理念が素晴らしい形での「人権とビジネス」を実現して頂いています。是非、機会を作って頂き、二条の「2w a」にお越し下さい。

本年、気象庁が最高気温40℃を超える日の名称を「酷暑日」と定めましたが、「立秋」を迎えたとはいえ、まだまだ顕著な高温への警戒が必要な日が続きそうです。

何卒ご自愛頂きまして、今後更なるご支援・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

朝田善之助記念 第44回 同和教育研修会 「部落差別解消と 隣保館の役割」

～地域共生社会の未来～

朝田教育財団 評議員 山本 崇 記

去る7月4日の午前10時より、JR京都駅ビルのホテルグランヴィア京都にて、開催され、参加者は110名でした。

開催にあたり、水田雅博理事長より当財団へのご支援ご協力の謝辞を述べるとともに、本日が朝田善之助の125年の誕生日にあたることと朝田教育財団設立45年という記念すべき集いであると述べ、本日の講師山本崇記さんとテーマが紹介されました。

登壇された講師山本崇記さんはこれまで、世界人権問題研究センターや静岡大学に在籍して、崇仁地区の町づくりや柳原銀行の研究、当財団の評議員などに関わったりして、主にセトルメント運動／隣保事業を研究していると自己紹介され、今日のテーマが「なぜ今、隣保館なのか？」と問題を投げかけられた。

隣保館は、同和対策事業の中で制度化し発展してきた歴史を持つ。生活改善、教育、地域交流、啓発など、複数の機能を同時に担うことが期待されてきた。最盛期には、全国に1,000館以上もあり、100年以上の長い歴史を持つにもかかわらず、隣保館は「分かりにくい施設」とみなされてきた。2002年に同和対策事業特別措置法から続く特別対策が失効して以降、役割の変化、名称の変更、縮小・廃止といった流れの中、その存在感は大きく後退したように見える。ここ京都市では2008～2011年の同和行政改革で、隣保館が転用廃止され、いきいき市民活動センターとなり、隣



保事業について語れなくなっている。一方、京都府では「頼れる隣保館づくりモデル事業」で、隣保館活性化の施策が行われているが、効果的な成果が挙げられていないなど、京都府下35館調査や全国の隣保事業をふまえ、「同和地区隣保館の位置」付けに問題があると指摘された。

山本さんは、1884年に世界最初のセトルメントハウス（≡隣保館）として設立された英国・トインビーホールの研究をふまえ、セトルメント運動は、大学拡張運動の一環として、労働者階級の主体性を育む民間のボランティア事業である。翻って、日本の隣保館は、国の同和行政の中の位置づけの変化により、「地域共生社会の実現」、「包括的な支援体制の整備」、「重層的支援体制整備事業」など「一般施策化」が行われ、「隣保館のとらえ方」も社会福祉研究者の見方が大きくずれてきている、と述べる。

「隣保館は生かせるのか」、全国820館近くある同和地区隣保館は、特段に活発なところをのぞき、マンネリズムや消極的な事業に終始し、部落問題はおろか、人権問題からも後退し、単なる貸館施設と化してしまっているところも少なくない。しかし、地域が抱える差別と貧困、その他の幅広い人権課題に向き合う事業とコミュニティ主導（住民主体）の

地域マネジメント（まちづくり）を育むような事業はますます求められている。その意味で、隣保館が存在している地域では徹底した利活用が必要だろう。そして、すでに廃止、もしくは、著しく縮小している地域では、新たな形での隣保事業を展開していく必要があるだろう。

そこで社会福祉法第2条に基づき、相談支援（福祉）と教育啓発（人権）の最前線としての隣保館を、公的施設の人権・福祉資源としての有効活用することが挙げられる。つまり、

- ・「地域共生社会」づくりの拠点として、
- ・差別解消三法（部落差別解消推進法・ヘイトスピーチ解消法・障害者差別解消法）と生活困窮者自立支援法などの活用
- ・改正社会福祉法（重層的支援体制等）への対応が考えられる。

京都府下では福知山市の南佳屋野会館・児童館の取り組みがある。南佳屋野の隣保事業の特徴は、「人を育てる」「地域をつなぐ」「暮らしを支える」の三層構造によって、部落差別への対応と地域福祉の双方を狙っている。このことによって「差別を学ぶ場」から「地域を支える担い手を育てる場」へと。具体的には、①ポスト同対法という「危機」を乗り越えるため、世代循環による人材の育成②会館・児童館・地域組織の連携③「会館に来れば何とかする」相談・支援機能である。

さらに、民設置民営の大阪市・住吉地区での実践は、「解放子ども会」の閉会から新たな子ども支援（困窮支援・食堂・学習）、保護者支援へと包括性と持続性をもち、他機関連携として地域活動（ボランティア）の活性化を通じた担い手の育成による地域組織化を図る取り組みが行われている。また、モチーフ編み物等の主催講座、輪読会、地域力の醸成のための「どっこい隊」など、重層的支援体制整備事業を進めている。

また全国的には、

新たな部落問題への取り組みとして、兵庫県たつの市の『部落差別解消条例施行及び実態調査』、和歌山県湯浅町の『部落差別規制・救済条例の運用』。

住民フォーカスの取り組みとして、静岡県菊川市の買い物弱者支援・市社協との連携、三重県伊賀市の医療弱者移動支援。

地域内外を繋げる取り組みとして、香川県琴平町の部落内外の居場所づくり、新潟県新発田市の部落内外による防災マップのまちづくり。

全市的な普遍的取り組みとして、鳥取県鳥取市の全市的生活困窮者支援（地域食堂）拠点形成・小地域懇談会、岡山県真庭市の全市的な引きこもり支援拠点などです。

山本さんは、自身がこれまで歩いてきた現場は同和地区をはじめ、日雇い労働者の街、アイヌ部落、在日朝鮮人集住地域などの隣保館も含まれる。時に名称も制度的根拠も異なるが、共通しているのは社会の周辺に置かれた人々（マイノリティ）の生活と、制度の間をつなぐ役割を担ってきた点だ。そうした拠点もまた、多くの場合、見えにくい。しかし、その見えにくさの中に隣保館を深く理解する手掛かりがあると考え、隣保館が日本社会の中で果たしてきた役割と、今後示し得る可能性を広く深く探っていくと講演をしめられた。

（立教大学 社会学部教授）



朝田善之助生誕125年 朝田教育財団設立45周年 記念の集い開催しました

2026年7月4日(土) 午前11時30分より、ホテルグランヴィア京都5階「古今の間」において、朝田善之助生誕125年ならびに公益財団法人朝田教育財団設立45周年を記念する集いを開催いたしました。当日は100名を超える皆さまにご臨席いただき、盛大かつ和やかな雰囲気のもと執り行われました。

まず初めに佐々満郎様、大賀正行様などこれまでの財団運営にご尽力頂いた皆様を忍で黙祷をおこないました。

開会にあたり、オープニングセレモニーとして京都市立芸術大学サクソフォン四重奏によるヘンデル作曲「シバの女王の入城」が演奏され、式典の幕開けを華やかに飾りました。式典および祝賀会の司会は、当財団評議員の山崎良一さん、為我井唯さんが務めました。



水田雅博財団理事長の挨拶

朝田委員長は、1902年7月4日にお生まれになり、皆様ご承知のように生涯を部落問題の解決に捧げられました。そして、その解決に青少年の教育水準の向上が持つ社会的な重要性を痛感され、1981年に朝田教育財団を設

立されました。この間、本日お越し頂いている皆様方には、数多くのご支援を賜っております。とりわけ、朝田家の皆様、関係会社の方々には、財団運営に大きなご支援を賜っております。高い席からでございますが、皆様方お一人お一人に心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

時代が移り変わる中でも、私が中学校、高等学校、大学を通して友人であった朝田善三初代事務局長の志をしっかりと引き継ぎ、「部落問題の解決」「真に豊かな社会」を目指して、社会的役割を果たすことの出来るよう「進化」して参ります。

司会者からご来賓の皆様をご紹介いたしました。

京都市副市長吉田良比呂様、

前京都市長門川大作様、

社会福祉法人「こころの家族」

理事長田内基様と奥様、

衆議院議員前原誠司様、

第34代参議院副議長福山哲郎様、

一般社団法人部落解放・

人権研究所代表理事谷川雅彦様、

部落解放同盟京都府連合会委員長平井斉己様、

部落解放同盟和歌山連合会山本敏明様、

自由同和会京都府本部会長

上田藤兵衛様、議長山口勝弘様、

京都市教育政策監春田寛様、

公益財団法人世界人権問題研究センター事務局長北條昌代様の皆様をご紹介いたしました。

ご来賓を代表して、吉田良比呂様、谷川雅彦様、平井斉己様の三名より、財団の歩みと今後の発展に向けた温かいご祝辞を頂戴いたしました。



吉田良比呂様お祝いの言葉

水田雅博理事長を先頭に朝田教育財団の皆様におかれましては、初代朝田善之助理事長が掲げられました、差別のない、真に豊かな社会の実現という尊いスローガンをしっかりと引き継がれて、人材の育成、そしてまた、人権啓発、そして教育に取り組んでいただいております。奨学金の制度の運営、そして、教育啓発事業の実施、朝田善之助記念館の運営、それに加えて、これまで差別のない社会の実現に取り組まれてきました。そうした歴史をデジタル化をされているというふうにも聞いております。若い方に寄り添い、そして人権教育の啓発に取り組んでいただいております。そのご尽力に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思っております。



谷川雅彦様お祝いの言葉

部落の青少年をはじめとした人材の育成、啓発・研究活動を通じた部落問題の解決に、45年の長きにわたり、多大なご尽力を重ねて

こられたことに、深く敬意を表します。

部落差別が、アテンションエコノミーとなった時代における部落解放運動とは、いかにあるべきかが問われていると言えます。私が、代表理事を務める部落解放人権研究所では、水平社100年に当たる、2022年に、すべての人の無差別、平等の実現に関する法律案という名称の包括的差別禁止法案を発表するとともに、部落差別解消推進法の強化、改正案を提案してまいりました。鳥取県では、ネット上の誹謗中傷等への罰則を盛り込んだ条例に改正され、現在、長野県では、県レベルの人権委員会の設置を規定した人権尊重の社会づくり条例案が、県議会に提案されています。部落解放人権研究所も微力ではございますが、朝田善之助さんの思想に学び、本財団と力を合わせて、役割を果たしてまいりたいと思います。



平井齊己様お祝いの言葉

部落解放運動に関わる一人としまして、朝田委員長の功績、歴史というのは、非常に多く学ばせていただくことがあります。私自身は、子ども会時代に、委員長を何度かお見かけしました。その後、青年部活動、京都府連をはじめとする支部活動もさせていただいています。ある時、竹口等財団事務局長さんからお電話いただき評議員ということで、現在お手伝いをさせていただいております。部落問題というのは、もちろん、差別を許さな

い、そして、何よりも大切にしているのが、今後の社会の中で、しっかり自分の自己実現ができる子どもたち、若い青年たち、そして社会を巣立っていく土壌を作らなければならない大きな柱だと思っております。

特に教育問題というのは、私たちも多く課題の中で、重要な柱とさせていただいております。いわゆる教育を無償化していけるようなものに近づけていけばいいかと思うのです。朝田委員長は、すでにそこに着目をされ、財団を設立されました、これから社会に巣立とうとしている若い人たちに、奨学金のお手伝いをし、支えたいということです。奨学金を受けた卒業生が、私たちの仲間のお子さんも、この奨学金を活用し、現在、大学と学んでいるメンバーも何人かおられます。こういった活動をしっかり進めていただくことが、私は大切だと思っております。世界中で差別問題が解決できるような社会に結びつけていければと思っています。朝田委員長の背中をずっと追いかけて行きます。結びにあたりまして、本財団のますますのご繁栄を願ってお祝い申し上げます。



松井珍男子当財団顧問乾杯ご発声

本日は、皆さん、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。朝田教育財団が、あの元気な水田理事長のもとに、ますます発展されますこと、そして、本日ご参加の皆様方のご健勝とご多幸をお祈りします。との言葉で祝宴に移りました。

功労者表彰式を行いました

株式会社近畿建物

代表取締役社長朝田佳鶴子様、
近建ビル管理株式会社

代表取締役社長朝田華美様、
株式会社京屋

三村武様がステージにあがられました。

その後、水田雅博理事長から御礼の言葉がありました。

今回、当方の手違いで登壇いただけなかった、株式会社東海物産株式会社の合わせて4社の皆様には、明日を担う人材の育成を通して、部落問題の解決に寄与することを目的とした、公益財団法人朝田教育財団の設立以来、物資にわたり、多大なるご寄付など、財政にご支援を賜りました。

これにより、財団設立に尽力された初代の朝田善之助理事長、朝田勝三副理事長、朝田善三事務局長の熱い心を受け継ぎ、奨学生への支援をはじめ、研究啓発、および研修などの事業を円滑に推進することができています。このことは、差別のない真に豊かな社会の実現に大きく寄与するものであり、財団設立45周年にあたり、ここに深く感謝の意を表しますと述べ理事長が感謝状を贈呈しました。



京都市立芸術大学

サクソフォンカルテットの皆様

記念コンサートとして、オープニングでも演奏いただいた京都市立芸術大学の皆様によるバッハ作曲、g線上のアリア、ヘンデル作曲シバの女王の入城の2曲のクラシック作品と、見上げてごらん夜の星、オー・シャンゼリゼをご披露いただき、参加者の皆様に大いに楽しんでいただきました。

その後の歓談では、参加者同士が交流を深め、和やかなひとときをお過ごしいただきました。



朝田華美副理事長お礼の言葉

お疲れの中せっかくの土曜日にお出ましいただき申し訳ないと思います。本当にありがとうございます。

祖父 朝田善之助のことを思うと、私は、あまりかわいがってもらった覚えはないんです。けれども、祖父が残してくれたのは、人のために何かを残さないかんという、姿勢を見せてくれたと思っています。今の世の中、金だけ、自分だけ、そんな時代に、たくさん

の人が、財団に寄付していただいています。本当にありがたいことだと思います。

祖父の身近に7人若い方々が、鞍馬の会というのがありました。仕事を持ちながら、夕方になったら、田中の10階建てのアパートに集まって勉強会を毎日し、夜はみんなで銭湯行くのが日常でした。祖父が府立病院に入院をしている時も、3部交代で24時間看護してくれたんです。内科部長が、天皇陛下でも、これだけ見てもらえる人いないですよってくださったんです。財団が潰れないように、私や朝田家だけでは持ちこたえられへんかったです。本当に今もボランティアで支えてくださってるんです。本当に心が温まる仲間たちです。

今、世の中で一番足りないのは、人を思う気持ちです。心のある方ばかりだと思います。これから、私も微力ではありますが、朝田佳鶴子社長と共に、財団のために頑張る所存でございます。どうか、これからもお力をお貸しくださる様に重ねてお願い申し上げます。

本日は、財団のこれまでの歴史を振り返るとともに、未来への新たな決意を共有する大変意義深い機会となりました。ご参加いただきました皆さまに心より御礼申し上げます、ありがとうございました。



2024年度

第2回「朝田善之助賞」、 該当者なしとなりました。

2024年度第2回「朝田善之助賞」に係る助成金申請を募集したところ、応募期間の2024年8月から11月末日までに、個人及び団体（グループ）から2件の交付申請書が提出されました。ご応募ありがとうございました。

2025年1月理事会において「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ、慎重に審議した結果、助成対象者を以下のとおり決定しました。氏名、研究テーマは以下の通りでした。

淀野 実氏、
「崇仁・東九条からの
『反差別共生社会』づくり
ー被差別からの価値転換と脱構築ー」

小山 和夫氏グループ
「朝田善之助氏の部落解放運動発展史
（戦前編・戦後編）」

それぞれの方々から11月までに、研究成果をまとめて研究報告書を提出いただきました。

淀野実氏には第1回「朝田善之助賞」に引き続いて応募いただきました。ご自身の、第1回「朝田善之助賞」応募論文を踏まえ、崇仁・東九条、両地区、住民間の関係性の変化発展を、「反差別と人権確立をを中心軸に据えた『反差別共生社会』について」研究報告書にまとめていただきました。

2026年3月理事会において、「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ、慎重に審議した結果、2024年度第2回「朝田善之助賞」は該当者なしとなりました。

なお、小山和夫氏のグループは論文一部未提出のため次年度、2026年度再提出の申し入れがご本人からあり審査対象から除外いたしました。

2025年度

第3回「朝田善之助賞」 3件の応募があり、 いづれの方々を研究助成対象に 決定しました

応募期間の2025年8月から11月末日までに、個人及び団体（グループ）から3件の交付申請書が提出されました。

2026年1月理事会において「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ、慎重に審議した結果、助成対象者を以下のとおり決定しました。氏名、研究テーマは以下の通りでした。

西村 優汰氏
「京都の被差別部落における
活動家の人物研究」

北村 加門氏グループ
「住宅地区改良法対象地区における
住民主導のまちづくりの主体間関係と
協同体制に関する研究
ー京都市崇仁地区を対象として」

川端 宏幸氏
「自主夜間学校『いいあす京都』の
社会的意義と存在意義の考察
ー公立夜間中学校との関係性・
部落問題との関係性ー」



理事会・評議員会報告

当財団では、2025年度から2026年度にかけて計7回の理事会2回の評議員会を開催し、事業運営や奨学事業、朝田善之助賞に関する重要事項について審議・決定いたしました。主な内容を以下のとおりご報告いたします。

第37回理事会（2025年9月5日）

奨学生選考委員の選出および委嘱について協議し、原案どおり承認されました。

本年度の選考委員は以下の皆さまです（敬称略）。

古谷 宏（部落解放同盟京都府連 書記次長）
（外部委員）

竹口 等（京都文教大学名誉教授／
当財団理事）

吉田 善太郎（元高等学校校長／当財団理事）
山崎 良一（元中学校校長／京都近畿情報
高等専修学校校長／当財団評
議員）

樺村 博純（株式会社カンセツ／当財団評
議員）

第38回理事会（2025年11月7日）

2025年度新規奨学生の採用および奨学金貸与額について審議し、原案どおり承認されました。

本年度は大学院生1名を採用いたしました。

第39回理事会（2026年1月16日）

第3回「朝田善之助賞」研究助成対象者について審議し、個人2人・グループ1件の申請の中から原案どおり決定いたしました。

第40回理事会（2026年3月6日）

2026年度事業計画、収支予算、朝田善之助記念第44回同和教育研修会の議案について審

議し、すべて原案どおり承認されました。

第41回理事会（2026年3月21日）

第2回「朝田善之助賞」受賞者の選定について協議し、今回は該当者なしと決定しました。この結果は同日開催の評議員会にて報告されました。

第27回評議員会（2026年3月21日）

議長選出、2026年度事業計画、2026年度収支予算について審議し、いずれも原案どおり承認されました。

第3回「朝田善之助賞」助成対象者について2個人と1団体に助成することを理事会にて決定したことが報告された。

2名の方が、貸与奨学金一部返還免除を受けられました

第35回理事会（2026年6月5日）

2025年度事業報告および収支決算、ならびに第28回定時評議員会の招集について審議し、いずれも原案どおり承認されました。

当財団「奨学金規定」及び「奨学金返還免除別表」に基づき2025年度奨学金返還免除の対象者について審議を行いました。その結果、一級建築士資格取得により活躍されている方、GPA成績評価並びに臨床検査技師資格取得などにより活躍されている方、二人の方が貸与奨学金一部返還免除となりました。

第28回評議員会（2026年6月20日）

議長選出2025年度事業報告2025年度収支決算について審議し、いずれも原案どおり承認されました。

※報告事項として、7月4日の朝田善之助生誕125年記念(公財)朝田教育財団設立45年記念の集いについて報告がありました。

2025年度 第2回奨学生の集い

部落問題基本講座

同和問題を学んで

講師 朝田教育財団

評議員 池田 正治

崇仁学区で活動させてもらっています池田です。2年ほど前に朝田教育財団の評議員になりました。1955年生まれの現在71歳。崇仁小学校、皆山中学校、塔南高校、京都産業大学を経て今日へと至ります。部落差別については小さいころから関心があったわけでもなく崇仁小学校もほぼ地域の住民で、同じ境遇の子どもたちが集まっていた、一般地区との差がわからない状態でした。

私自身の母親は在日韓国人で父親のところに嫁いできたのが17歳くらいのころ戦後すぐの頃でした。出身が韓国という事もあって差別があるので、日本人と結婚したかった。そこで屠場で知り合った父のところに転がり込んだ。親族からは日本人と結婚するということと勘当同然で逃げるように崇仁に来たのですが、ここでもひどい目にあう。父親は10人兄弟の末っ子で、その上のお姉さん達に母親はいじめられた。

そんな中で私3人兄弟なんですけど、五軒長屋にすんでいまして地域でも劣悪な住環境でした。水洗便所はもちろんない。狭い路地の奥に共同便所があって、夏場なんかはウジ虫が湧く。それがあたりまえと思ってました。近所の人でも鼻つまんで通り過ぎていくようなところでした。部屋は六畳一間でそこに夫婦と子供3人が生活していた。扉をはさんだ隣の部屋には父親の姉が住んでいて、表に出るときは顔を会わさないといけなかった。いじめられる度に母親は裏の公園で泣いていたみた

いです。

1969年、同和対策特別措置法が出来て、京都ではいろいろな差別解消へむけての施策が行われるわけですが、地域の中でも母親は「朝鮮人」だといわれて、差別されている訳です。その時は、「差別はダメ」みたいな言葉は、綺麗ごとや。そんなことより「俺はいつか成功して、母親を泣かしてきた奴らの横面を札束で張り倒してやる！」という気持ちを、子どもの頃からもってました。皆山中学へ行って、4学区が一つになる。菊浜学区の子の家に遊びに行ったら水洗便所なんですよ。びっくりしました。子どもどうし仲良くなっても親から学区を聞かれた後は、よそよそしくなる。そんな中でも同和問題というものを意識するより、俺は差別する奴らが一目置く人間になってやると思い、まず勉強で勝つ、勉強で勝てなかったらスポーツで勝つ、それでもかなわないときは喧嘩で勝ってやるという風に思っていました。これには母親の影響もあると思うんですが、運転免許がない母は十条油小路で屠畜したホルモンを鶴橋まで運ぶのに、一斗缶を積んだりヤカーを国道十条のガソリンスタンドで大阪方面行のトラックを探し、お金をわたして積んでもらって、自分は自転車で鶴橋まで行って受け取るという、そういう大変な生活をしていた。父親の方はというと、屠畜場に勤めていたが酒、博打に使ってしまう。母親が出産資金に貯めていた小銭さえも持って行ってしまう。博打場から負けて帰ってきて、借金の集金人が母親のヘソクリを持っていく。大喧嘩するわけですよ。五軒長屋でも有名でした。

そんな小中学校時代、同和教育の取り組みで、隣保館の中に進学促進ホールがあって勉強はそこで出来た。そうして高校、大学へと進むことになる。高校の時に崇仁出身の生徒が差別を受ける事件があった。そんな話し合

いの時には相手に対して憤りを感じて手が出ることもありました。高校の時は、いろいろ誘惑もあって、大学は現役では入れなかったのだけど、一年浪人して京都産業大学に入った。大学へ入学したころも、まだ同和問題を考えるという事もなく、何か商売でもして、身を立てる事を考えていた。大学もいろいろ楽しい事があって勉強はあまりしなかった。今思えば自分に目標が無かったというか、地域に目標に出来る大人がいない、という事で勉強しないといけないうちで思いながら過ごしていました。自分でも驚きだったのですが大学3年の時、知り合いの商売している方に気に入ってもらえて、一緒にパリに行って手伝わないかと声をかけられて、休学して行くことになります。向こうはビジネスを学んで、お金の管理をさせていただいた。グッチやラルヴィトンやらを並行輸入して日本で売る仕事で一年行きました。商売って面白いなという経験が出来た。

パリから帰国し、大学を卒業した後は、水道工事の仕事を頼まれたり、塔南高校の講師を1年間経験したりと、サラリーマンでは出来ない経験ができた。商売で独立し、今の妻との間に子どもが3人出来て、その子どもが幼稚園に入ること、久しぶりに地域の先輩に再会し、話す機会がありました。その先輩と子供の教育について話したところ、子どもは一人では育たないよ。部落に住む以上、部落問題に向かい合って教育についても考えないとダメだよというお叱りを受けまして、一緒にPTAに入って同和問題について真剣に考えようと思って、取り組みを始めました。崇仁は改良住宅の建設が遅れていて、住民の中では地域の有力者に所謂「袖の下」で部屋を割り当てられるという事が横行していた。そんな状態に憤りを感じていたとき、自治連合会が地元で舟券売り場を、誘致しようとした。

「地域を博打場にするのか！」と反対運動を起こし、自治会の選挙にこぎつけ、否決させることもしました。



こういった経験が崇仁まちづくり推進委員会を発足することにつながります。

そしてPTA役員を10年近くさせてもらう中で、下京区の全ての学校へ人権学習の講師として周ることになり、これが後に下京区19学区が統合する、同和校と一般校が統合する下京中学校の開校という前例のない事業を成功させる、人的な関係を作ることにもつながりました。さらにこの関係は、今も続いていて、その後の崇仁小学校の統合や、京都市立芸術大学の移転という事業を進めた力にもなりました。

私自身、崇仁自治連合会副会長として活動しています。



(いけだしょうじしは、

いけだ食品株式会社 代表取締役)

編集：樫村博純

2026年度 前期近況報告

最近感じること

Y. K

今まさに司法試験予備試験の短答式試験がすぐそこに迫っており、正直なところ、精神的だけでなく、身体的にもとても辛いものです。机に向かって、膨大な条文の知識や判例を頭に詰め込む毎日は代り映えせず、現実逃避したくなることも少なくありません。そんな中で、ふとした瞬間、昔のことを思い出すことがあります。幼い頃の夢のことです。小さい頃は、将来は教師になるのか、あるいは医者になるのか、野球選手になるのか、本当に「何にでもなれる」と思っていました。世界はどこまでも広くて、可能性だけが目の前に広がっているような、自由な空気があった気がします。

しかし、中学生になった頃から今まで、「法曹」に憧れ続け、ある意味でとても狭くて険しい道を選び、そこを目指して突き進んでいます。幼い頃の自分から見たら、今の生活は随分と窮屈で、選択肢が限られたものに見えるかもしれません。しかし、不思議と後悔はありません。夢の「幅」は確かに昔よりずっと狭くなりましたが、その分、自分の目指す場所がはっきりと見えているからでしょう。この試験に合格して、しっかりと法曹としての一步を踏み出す。今の自分にとっては、この一点こそが一番大事で、何にも代えがたい夢になっています。

最近、勉強の合間に、ニュースなどで法案の話題を目にすることが増えました。最近だと、国旗損壊罪のような議論をニュースで見かけ、色々なことを考えさせられます。「何を守るべきか」「どこまでが自由として許されるのか」。こうしたテーマは確固たる正解がないだけに、すごく難しく感じます。また、冤罪被害を救済するための再審法改正についても関心を持っています。何十年もの歳月を経てようやく無罪が認められるという現

実は、法が本来果たすべき役割を突きつけられているように感じます。証拠開示のあり方や、再審のハードルの高さなど、法改正を求める声の一つひとつに、当事者の人生の重みを感じる次第です。ただの暗記としての法律ではなく、社会の摩擦や、そこにいる人々の感情とどう向き合っていくのか。将来、自分が法曹として現場に出たときに、こうした議論とどう関わっていくべきか。そんなことを、試験勉強の合間に、ぼんやりと考えることも増えました。ニュースの中の出来事ではなく、自分がこれから扱う「現実のルール」として、少しだけ距離が近くなったような気がします。

そんな張り詰めた日々の救いが、もうすぐ2歳になる姪っ子と遊ぶ時間です。彼女は2ヶ月に1回ほど京都に遊びに来るのですが、無邪気な彼女となると、本当に心の底からリラックスできます。彼女の屈託のない笑顔を見ていると、ふと子供の頃の自分と今の自分を重ね合わせることがあります。あの頃あんなに自由な夢を見ていた私が、今、こうして法律という厳格なルールを学んでいる。彼女たちが大人になる未来が、少しでも生きやすいものになるように、そのために自分ができることは何だろう、と自然と思いを巡らせてしまいます。かつての大きな、広大な夢は形を変えましたが、今は「守りたい誰かのために」という、とても具体的な温かさが、自分の原動力になっているように思います。夢が狭まったということは、裏を返せば、それだけ大切にしたいことが明確になったということなのかもしれません。

最後になりますが、まずは短答式試験をとにかく全力で突破したいと思います。法科大学院入試など、勉強尽くしの毎日はこれからも続きますが、これからも一歩ずつ、コツコツ勉強していきます。

(大学 法学部在籍)

差別を生む背景、 構造に目を向け

O. S

4月に入り、教職大学院2年目が始まりしました。学校教育をよりよくしたいという思いをもつ仲間と共に、新しい知識を学ぶ日々はとても充実しており、このような恵まれた環境で学ぶ機会をいただいていることに改めて深く感謝しています。今年度は大学院生活の最終年度でもあるため、一つ一つの講義や実習、仲間との対話を大切にしながら、自分自身の教育実践をより深めていきたいと考えています。

最近の講義で、共生社会の実現に向けて「差別」について改めて学ぶ機会がありました。その中で特に印象に残ったのは、心理学の分野では差別を、①直接的差別、②制度的差別、③文化的差別の三つの形態から捉えるという視点です。

上智大学外国語学部教授の出口真紀子先生は、「マジョリティ側が陥りやすい『多様性』の罠」(『国際人権ひろば』No.160、2021年11月発行号)の中で、制度的差別と文化的差別について述べています。制度的差別とは、法律、教育、政治、メディア、医療制度、企業などの制度の中で行われる差別であり、個人に悪意がなく、中立的に判断しているつもりであっても、結果的にある集団を不利にしてしまうものです。また、文化的差別とは、社会で広く共有されているステレオタイプや固定観念、社会規範などによって生じる差別であり、「郷に入っては郷に従え」「人間はみな努力すれば成功する」「差別について語ること自体がタブー」といった、明文化されていない規範も含まれるとされています。これらは空気のように掴みどころがなく、人々の中に深く浸透しているため、根強く変えにくい差別であると述べられています。

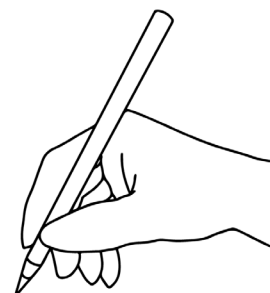
学校では直接的差別については扱われる一方で、制度的差別や文化的差別については十分に引き上げられてこなかったのではない

かと気付きました。もちろん、目の前で起こる差別的な言動に対して指導することは大切です。しかし、それだけでは、差別を生み出す構造そのものに目を向けることはできません。たとえば、学校のルールや指導のあり方、教材の内容、教室の雰囲気、教師の何気ない言葉の中にも、特定の子どもにとって不利に働くものが含まれている可能性があります。特別支援教育に関わってきた自分自身の実践を振り返っても、みんなと同じようにできることを前提にしすぎていなかったか、子どもの困難を本人の努力不足として捉えてしまっていたかと考えさせられました。

また、差別について考える上で重要だと感じたのは、自分自身も場面によってマイノリティにもマジョリティにもなり得るということです。ある場面では困難を感じる側であっても、別の場面では無意識のうちに多数派の立場に立ち、誰かの困り感に気付かないことがあります。だからこそ、差別を「一部の人がする悪い行為」として捉えるのではなく、社会や学校の構造の中でどのように生じるのかを理解することが大切だと感じました。

私は教育に携わる者として、子どもたちに「差別はいけない」と教えるだけでなく、差別が生まれる背景や構造に目を向けられる教師でありたいと改めて思いました。そして全ての人が暮らしやすく、取り残されることのない共生社会を作るため、子ども一人一人が安心して学び、自分らしく過ごすことのできる学校づくりに貢献できるよう、大学院での学びを更に充実させていきたいと思っています。

(大学院 連合教職実践 2年生)



人権学習、 「『運命の主人公』になる」

財団理事 山崎 孝

2026年6月12日(金)、京都市立加茂川中学校で3年生を対象として、人権学習、部落問題に関する講演をしました。当日は体育館に3年生全員が集合し、学校が準備したビデオ教材の視聴およびグループ討議を行った後、お話をしました。生徒は終始落ち着いた態度で参加し、真剣に学習へ向き合う姿勢が見られました。

講演では、まず部落差別の歴史的背景について説明した。江戸時代に身分制度が法制化され、武士・百姓・町人・えた・ひにんに区分されたこと。えた・ひにんとされた人々が社会的に排除され、職業や居住の自由が認められなかったことを示した。続いて、明治維新後に「解放令」が交付され四民平等が掲げられたものの、実際には新たな身分構造が形成され、被差別部落の人々が「新平民」とされ、生活がむしろ困窮した歴史的経過を説明した。

戦後に日本国憲法が公布され基本的人権が保障されたにもかかわらず、被差別部落の人々には、市民的権利である就職の機会均等・教育の機会均等・居住移転の自由等の権利が不十分に保障されず、より厳しい生活実態に落ちいていったことを述べた。市民的権利の保障については3年生の生徒には難しかった。

次に、講師自身の生い立ちを通して当時の被差別部落の生活実態を紹介した。講師が育った地域では不良過密住宅が多く、長欠・不就学児童が存在し、教科書が有償であったため購入できない家庭が多かったことを説明した。1961年に教科書無償化運動が起こり、全国で無償化が実現したことにも触れ、教育

環境の改善が部落差別の解決に向けた重要な取り組みであったことを示した。

さらに、朝田善之助委員長との出会いを契機として、これらの生活上の困難が部落差別に起因する構造的問題であることを学び、部落解放運動に取り組むようになった経緯を述べた。当時、中学校卒業後は就職することが当然とされていたが、同和奨学金を得て高校へ進学できた経験を紹介し、部落出身者が部落差別のため進学を断念せざるを得ない状況が多かったこと、教育を受ける権利が不十分にしか保障されていなかった現実を説明した。

最後に、どのような家庭環境や地域、生い立ちであっても悲観する必要はなく、教育を受けることは自らの能力を高め、人生を切り開く力になることを伝えた。自らの可能性を信じ主体的に生きる姿勢の重要性を述べた。

生徒の一人からこのような質問があった。「部落問題ということを言わない方が解決するのではないだろうか」いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方である。しかし現実には、インターネットが発達し様々な情報がパソコンやスマートフォンなどで調べることができ、SNSなどで様々な情報が流れ、なにが真実なのかわからなくなっている。同和地区の住所を調べてインターネットに掲載したり差別を助長したりする書き込みをする人もいます。様々な情報が拡散し、何が正しいことなのかわからなくなっています。ですから部落問題を正しく伝えることが必要であると答えました。

今回の講演では、生徒が部落問題の歴史的背景と社会構造を理解し、自らの未来を考える機会となった。今後も、若い世代が部落差別の歴史を正しく学び、より良い社会の形成に寄与できるよう、継続して啓発活動を進めていくことの大切さ改めて実感した。

「朝田善之助賞」

第4回募集について

1. 趣 旨

公益財団法人朝田教育財団は、部落の青少年などの教育を振興するとともに、部落問題に関する研修、啓発および研究を行い、もって部落問題の解決に寄与することを目的として1981年に設立され、2022年には、朝田教育財団設立40周年、朝田善之助生誕120周年及び全国水平社創立100周年の記念すべき年を迎えました。さらに2023年は、「朝田善之助記念館」開設5周年になり、これを契機に「朝田善之助賞」を設けました。本財団の趣旨を理解し、部落問題解決のための研究を意欲的に推進しようとされる方に対して助成事業を実施することにいたしました。

2. 名 称

公益財団法人 朝田教育財団「朝田善之助賞」

3. 応募対象者

研究者(在野で研究する人も含む)、大学生、大学院生、保育・幼児教育関係者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、総合支援学校教員など幅広い方々を対象とします。研究活動に取り組んでおられる方だけでなく、教育現場で日々創造的な教育実践に携わっておられる方も対象者としています。個人での研究だけでなく、団体やグループでの研究も対象とします。

4. 申請書

申請しようとする方は、財団ホームページから申請様式をダウンロードし、データまたは郵送で申請してください。

5. 申請期間

本事業の実施は2023年度から5年間とします。2026年の申請については8月から11月末日までです。

6. 助成対象者及び受賞者の決定

助成対象者及び「朝田善之助賞」受賞者は当財団理事会で決定します。1年5件までとします。なお、選考に当たっては、「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ総合的に判断します。

7. 対象とする論文等の研究分野

研究分野については、研究テーマ・研究課題・研究成果が部落問題解決に向けた明確な展望とそのための道筋を示しうるものであって、研究テーマは、部落の生活、仕事、教育、福祉、街づくり、歴史など部落問題解決へのアプローチとします。

8. 助成対象者の決定

助成対象者は2027年1月に決定し、決定後速やかに申請者に通知します。

また、助成対象者には、決定時に研究を行うための助成金として、各個人または団体(グループ)に5万円を支給します。

9. 「朝田善之助賞」

助成対象者は2027年11月までに研究成果をまとめ研究報告書を提出していただきます。提出いただいた研究報告書をもとに「朝田善之助賞」を2028年3月に決定します。「朝田善之助賞」として、各個人には1件につき10万円、団体には1件につき30万円の賞金と賞を授与します。特に優れた研究内容と認められる場合は最大50万円まで支給します。

10. 研究報告会

「朝田善之助賞」受賞者は、2028年7月開催予定の研究報告会で研究概要を報告していただきます。

朝田教育財団 奨学生 2027年度募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田善之助（元・部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

募 集 対 象	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準じる奨学生（短期大学、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額50,000円（年額600,000円） 2. 月額80,000円（年額960,000円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸 与 期 間	原則として、正規の最短修業年限です。
返 還 方 法	貸与終了後の6ヶ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募 集 人 員	（新規採用）若干名
応 募 資 格	部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人高等専門学校4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者 3. 本財団の奨学生であった者が、新たに京都府外にある大学または大学院などに進学し、在籍する者（本年度より追加）
応 募 書 類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推 薦 書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長（または学部長、専攻学科長、指導教授）、 高等学校の学校長もしくは朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙またはそれに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参 考 図 書	『新版差別と闘いつづけて』朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	2027年4月末日 なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けることがあります。詳細はお問い合わせください。
選 考 方 法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（5月中下旬ごろ）
採用通知	2027年6月（予定）

奨学金の一部返還免除制度を実施しています。

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年、2022年は、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年を迎えました。また、2022年は全国水平社創立100周年の記念すべき年でもありました。

朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施いたしました。その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を導入しました。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、一部給付制を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

奨学金免除基準と免除額

1 5段階制

GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

- ①各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。
- ②GPAが、2.3に満たなかった学年成績があったとしても、4年間の総合評価で2.3

以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることになります。

2 資格取得等による一部免除

(1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

(2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

(3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

(4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

朝田教育財団「賛助金」ご協力のお願い

法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する。
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

公益目的事業

- (1) **奨学事業**
部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。
【奨学金の貸与、奨学生の学習会】
- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業**
市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。
【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】
- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備事業**
朝田 善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開しています。現在資料データベースを作成中です。
【資料目録の作成】

朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨、目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。
「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額
法人 1口 50,000円

★個人の口数は、なるべく2口以上のご協力をお願いいたします。

★法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。

★朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

送金方法

ゆうちょ銀行[郵便局]（金融機関コード9900）
郵便振替口座

記号番号 00930-1-241561

〇九九店[ゼロキュウキュウ]（店番099）

当座預金 口座番号 0241561

加入者名 朝田教育財団

京都銀行（金融機関コード0158）

銀閣寺支店（店番141）

普通預金 口座番号 3221067

口座名義 (ザイ)アサダキョウイクザイダン

寄附者への広報・案内

- ★広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★朝田教育財団主催『同和教育研修会』の案内
- ★朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供など

継続的にご支援ください

継続的にご支援いただく際は、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込み（通常貯金から振替口座へ送金）のご利用が便利です。

「自動払込利用申込書」をご提出ののち、所定の期日（1月、7月）に、一定の金額（申し込み時に登録された金額）を自動的に送金できます。払込み手数料は不要です（当法人が負担します）。当法人事務局へご連絡くださいましたら、寄附金の額を容易に変更でき、払込みも停止できます。寄附金は「税額控除」が適用されます。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789